

(仮称) 井土ヶ谷マンション解体撤去工事
公告

平成 29 年 7 月 12 日 発行

次のとおり、公募入札を行います。

下之前住宅管理組合
理事長 塚本四口六

件名：(仮称) 井土ヶ谷マンション解体撤去工事

概要：工事内容、期間等は仕様書による。

1. 入札資格

入札参加者は、開札日において、次に掲げる資格をすべて満たしていなければならない。

- (1) 横浜市入札参加資格者名簿に登録し、入札参加資格を有する者。
- (2) 「市内業者」である者。
- (3) 登録工種に「解体」とあるもの。
- (4) 過去 5 年間に建物の解体工事の実績があるもの。

2. 現場説明会

(1) 説明会日時、場所は下記とする。

- ① 日 時：平成 29 年 7 月 19 日 (水) 16 時 (所要時間：約 1 時間)
- ② 場 所：〒232-0053 横浜市南区井土ヶ谷下町 27-1
井土ヶ谷アーバンデザインセンター (下之前住宅 1 階)

3. 入札方法等

(1) 入札日時及び場所は下記とする。

- ① 入札日時：平成 29 年 8 月 2 日 (水) 10~11 時
- ② 場 所：〒232-0053 横浜市南区井土ヶ谷下町 27-1
井土ヶ谷アーバンデザインセンター (下之前住宅 1 階)

(2) 提出資料は下記とする。

- ① 入札書 (兼見積書) (様式 1)
- ② 委託業務経歴書 (書式自由)
- ③ 管理技術者及び主任技術者の実績が確認できる書類 (書式自由)

(3) 結果発表は下記とする。

平成 29 年 8 月 9 日 (水) にホームページ (暮らし再生プロジェクト：<http://kurashi-saisei.jp/>)
にて発表とする。

4. 入札上限金額

¥45,000,000 (税込)

(仮称) 井土ヶ谷マンション解体撤去工事仕様書

1. 目的

(仮称) 井土ヶ谷マンション解体撤去工事 (以下、「本工事」という。) は「優良建築物等整備事業 (マンション建替タイプ)」に基づき、(仮称) 井土ヶ谷マンション建替事業における既存建築物等の解体撤去工事を行うものとする。

尚、本工事の工事請負契約は本事業の権利変換計画認可後に (仮称) 井土ヶ谷マンション建替組合と契約するものとする。

2. 工事名称

(仮称) 井土ヶ谷マンション解体撤去工事

3. 工期

契約締結日より4か月以内

4. 計画地

横浜市南区井土ヶ谷下町27-1

5. 既存マンション建物概要

構造/階数	鉄筋コンクリート造/地上5階建、鉄骨造/平屋
棟数/住戸数	1棟/16戸及び1階事務所 1棟/付属建屋
用途地域	近隣商業地域
建蔽率/容積率	80%/300%
敷地面積	約718㎡
建築面積	約328㎡
延床面積	約1,432㎡
竣工年	昭和43年

6. 工事発注者

落札後、下之前住宅管理組合と基本協定を締結し、平成30年8月以降、(仮称) 井土ヶ谷マンション建替組合と工事請負契約を締結することとなります。

現在	権利変換計画認可後
下之前住宅管理組合 理事長 塚本四口六	(仮称) 井土ヶ谷マンション建替組合

7. 事業スケジュール

下記、日程は予定であり変更の可能性があります。

年	月・日	項目
平成29年	7月19日(水)	現場説明会
	8月2日(水)	入札
	8月	管理組合と基本協定書の締結
	11月	建替組合設立認可
平成30年	8月	権利変換計画認可
平成31年	3月	建替組合と工事請負契約
	4月	既存建物解体

8. 工事内容

工事範囲は次に掲げる工事一式とする。

- (1) 解体工事一式（既存建物、基礎、杭、外構、付属建屋等）
- (2) 電気設備工事一式（都市設備盛り替え工事、外構設備工事）
- (3) 給排水衛生設備工事一式（都市設備盛り替え工事、外構設備工事）
- (4) その他工事一式
 - ア. 現況測量図に基づく境界杭の設置工事
 - イ. 工事着工前や工事完成後に周辺家屋等補償調査業務および建設工事等で発生した家屋等への損害に対する補償工事
 - ウ. 工事着工前や工事完成後に周辺家屋等補償調査業務および建設工事等で発生した家屋等への損害に対する補償工事
 - エ. 埋設管等の撤去および切回し工事
 - オ. 安全上および保安管理上の配慮に関する当社が必要と判断するものに対する対応工事
 - カ. 既存埋設物が、本工事に対して、支障が生じる恐れがある場合の対策工事
 - キ. 本事業における、施行再建マンションの杭位置にかかる既存杭の撤去工事
 - ク. 既存住戸内の家財等の処分
- (5) 工事にかかる請負等
 - ア. 電気、ガス、上下水道等の引込工事費および派生する負担金
 - イ. 諸官庁指導による追加変更工事費
 - ウ. 工事期間における料金・負担金（電気・ガス・上下水道・電話等）および自家用電気工作物の保安管理業務に関する委託契約費
 - エ. 各種官公庁申請に伴う申請手数料又、資料作成補助

9. 基準図書

施工において基準とする図書類およびその優先順位は次の（１）～（９）の順とする。

- (1) 質疑回答書
- (2) 本仕様書
- (3) 横浜市住宅供給公社設計基準
- (4) 設計図書
- (5) 提案書
- (6) 建築物解体工事共通仕様書（最新版）・同解説（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）
- (7) 公共住宅建設工事共通仕様書（公共住宅事業者等連絡協議会「最新版」）
- (8) 公共建築工事標準仕様書（国土交通大臣官房官庁営繕部監修「最新版」）
- (9) 建築工事標準仕様書＜建築工事編・機械設備編・電気設備編＞（日本建築学会「最新版」）

10. 基本事項

(1) 基本事項

ア. 建設リサイクル

本工事における建設物等の分別解体等および建設資材の再資源化等については、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)」、「建設・営繕工事における建設資材リサイクル指針」による。

イ. 建設期間中の環境対策等

工事の施工に伴う災害の防止および環境の保全は、建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法その他関係法令等によるほか、建設工事公衆災害防止対策要綱、建設副産物適正処理推進要綱に従い、適正な処理をすること。

ウ. 建設発生土および建設副産物の処理

建設発生土および建設副産物の処分については、原則として指定処分とし、再生利用に関する法律、廃棄物の処理および清掃に関する法律、建設副産物適正処理要綱、本市工事に伴い排出する建設副産物の処分要領等の関係法令に従って適正に行ない、関係法規に基づく届出等および別に定める書式を委託者に提出する。

エ. インフラ処理

計画敷地内の既存インフラについては、解体撤去工事範囲内において、移設、撤去等が必要と判断した場合は、各所管方面事務所等と協議の上適宜対応すること。

(2) 現場代理人および主任技術者（監理技術者）等

現場代理人および主任技術者（監理技術者）を各1名選任し、常に現場に配置するものとする。

11. 施工上の留意事項

(1) 工事請負契約後の提出書類

提出書類は、下記に定めるほか、必要に応じ委託者の指示により作成すること。

提出時期		提出書類	提出部数
契約締結後7日以内		<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事着手届 ・ 請負代金内訳書 ・ 工程表（ネットワーク工程表） ・ 履行保証保険証書 ・ 現場代理人、主任技術者（監理技術者） ・ 選任通知（経歴書・資格者証添付） 	3
工事期間中	前月分を毎月10日迄	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事月報 	3
	随時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下請負人選任通知 ・ 工事使用材料承諾願 ・ 工事別施工計画書・施工要領書 ・ 打合せ議事録 	3
	毎月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事進捗状況報告書 	3
	休暇の21日前迄	<ul style="list-style-type: none"> ・ 休暇期間警備体制報告書（春期・夏期・冬期） 	3
	各検査の7日前迄	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事完成届 	3
	検査当日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 竣工検査説明資料 	関係者 人数分
建物引渡し時		<ul style="list-style-type: none"> ・ 精算請求書 	3
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 完成図書類一式 	3

(2) 留意事項

- ア. 施工計画書・施工要領書を事前に提出し、委託者の承諾を受けてから施工すること。
- イ. 障害物および地下埋設物等がある場合は、速やかに委託者と協議し、その指示に従うこと。
- ウ. 周辺地域の交通や通行人への配慮として、誘導員を適宜配置すること。
- エ. 周辺道路の清掃等に日々留意すること。
- オ. 工事期間中に周辺道路等を損傷した場合、その復旧に係る費用は、請負者の負担とする。
- カ. 工事期間中における雨水、その他、地表水等、その流末について適切な処理をすること。
- キ. 近隣住民からの苦情等は、請負者の責任において誠実に対応すること。また、苦情等の内容および対応については速やかに委託者に報告すること。
- ク. 記載のない事項が発生した場合は、委託者との協議により解決するものとする。

12. 作成図書

(1) 提出図書

内容	部数等
1. 竣工図書 ・引渡書、受領書 ・関係法令等に基づく申請、届出書類、協議録 ・使用材料一覧 ・施工関係者一覧 ・各種工事に伴う保証書 ・各機器保証書 ・不具合対応連絡先 ・機器、材料の付属品 ・予備品とリスト ・産業廃棄物管理票（集計表一覧、マニフェスト） ・打合議事録等	3部(A4版) パイプファイル
2. 工事写真 ・各工種、主要工程ごと	3部 パイプファイル (目次、インデックス付)
3. その他必要な書類及び図面	3部
4. CD-ROM（上記データ）	3枚
※ ・工事内訳書は委託者が指定した工事区分に従い作成する。 ・データ形式は、原則Excel データまたはWord データとする。 ・委託者に提出し承認が得られた成果品の著作権は、全て委託者に帰属する。	

(2) 提出場所

横浜市住宅供給公社 建設課

(3) 提出期限

契約締結日より4か月以内

13. 支払い条件・支払日

工事完了後、精算請求書提出日より40日以内に支払うものとする

<事務局>

横浜市住宅供給公社 建設課

担当：瀬谷

平日9:00~17:00（土日祝休）

〒221-0052 神奈川県横浜市神奈川区栄町8-1 ヨコハマポートサイドビル5F

TEL：045-451-7790

(様式1)

平成 年 月 日

入札書 (兼見積書)

下之前住宅管理組合
理事長 塚本四口六 様

住 所
商号又は名称
代表者職氏名 _____ 印

次の金額で請負いたく、関係書類・現場等を熟覧のうえ、契約条件を承諾し、
入札 (見積) します。

件 名	(仮称) 井土ヶ谷マンション解体撤去工事
-----	----------------------

金 額				億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
-----	--	--	--	---	----	----	----	---	---	---	---	---

(消費税込)